



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年11月25日金曜日 第362号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定の解除（2件）.....（森林整備課）... 978
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 978
 道路の供用開始（県道美川川内線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 979
 道路の区域変更（県道大洲保内線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 979

教育委員会規則

愛媛県教育委員会会議規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）... 979

教育委員会告示

令和5年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項.....（高校教育課）... 980
 令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項.....（ " ）... 980
 令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項.....（特別支援教育課）... 981

告 示

○愛媛県告示第1192号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、
 次のように保安林の指定を解除する。

令和4年11月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都879の15（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1193号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、
 次のように保安林の指定を解除する。

令和4年11月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都878の17、879の13、879の14、879の15（次
の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び愛南町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和4年11月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-2）第17493号	令和2年5月28日	（株）大和	生田 正隆	新居浜市中西町5-9	令和4年10月3日	土木事業 とび・土工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	建設業の廃止
（般-3）第18764	令和3年12月10日	（株）gleam	加藤 光伸	新居浜市庄内町6-6-14	令和4年10月4日	建築工事業	建設業の廃止
（般-29）第9323号	平成29年10月17日	（株）池田組	池田 雅昭	今治市北鳥生町3-1-8	令和4年10月14日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止
（般-3）第16955号	令和4年1月17日	中野工業	栗田 文男	西条市中野甲1391-2	令和4年10月31日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和4年11月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬甲1178番3から 同町直瀬甲1104番3まで	令和4年11月25日

○愛媛県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和4年11月25日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲保内線	大洲市平野町平地乙1002番7	旧	メートル 6.2~8.1	キロメートル 0.016	
			新	6.2~9.4	0.016	

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第9号

愛媛県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和4年11月25日

愛媛県教育委員会
教育長 田所竜二

愛媛県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会会議規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 省略 <u>（オンラインの方法による会議の出席）</u></p> <p>第4条の2 <u>教育長及び委員は、災害の発生その他やむを得ない事由により指定の場所に参集することが困難であるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインの方法」という。）により会議に出席することができる。</u></p> <p><u>2 委員は、前項の規定による出席を希望するときは、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 オンラインの方法により会議に出席した委員は、会議の途中で映像又は音声の送受信ができなくなり、かつ、復旧しないときは、その間の議事について退席したものとみなす。</u></p> <p><u>4 教育長及び委員は、オンラインの方法により会議に出席するときは、第10条第2項の規定による投票をすることができない。</u></p> <p>第5条 省略</p>	<p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第7号

令和5年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

令和4年11月25日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和5年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和5年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、一般入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

- (1) 愛媛県立高等学校（以下「高等学校」という。）の校長（以下「高等学校長」という。）は、自校における一般入学者選抜の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、一般入学者選抜の学力検査等（令和5年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項（令和4年10月愛媛県教育委員会告示第4号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第3の5に規定する学力検査等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。
- (2) 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 一般入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等（入学者選抜実施要項第3の3(1)アに規定する中学校等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。(3)において同じ。）、令和5年3月10日（金）正午までに志願先の高等学校長に提出しなければならない。
- (2) 一般入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあつては、医師の診断書又は新型コロナウイルス感染症に感染し、若しくはその疑いがあったことを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 追検査受検願を受けた高等学校長は、当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

- (1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を、令和5年3月10日（金）午後3時までに、愛媛県教育委員会教育長（以下

「教育長」という。）に報告するものとする。

- (2) (1)に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第3の5(1)から(3)までの規定を準用する。ただし、一般入学者選抜の学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和5年 3月16日（木）	9:00～9:15	点呼、受検上の注意
	9:20～10:05	国 語
	10:15～10:40	国 語（作文）
	10:50～11:40	理 科
	11:50～12:40	社 会
	12:40～13:25	（昼 食）
	13:30～14:20	数 学
	14:30～15:30	英 語
	15:40～	面 接 （工業に関するデザイン科 にあつては、実技テスト （30分）終了後に面接）

7 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

8 合格者の発表

追検査受検者の合格者の発表は、入学者選抜実施要項第3の7の規定を準用する。

9 学力検査の得点等の口頭による開示請求

追検査受検者の学力検査の得点等の口頭による開示請求は、入学者選抜実施要項第3の8の規定を準用する。

10 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第8号

令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項を次のように定める。

令和4年11月25日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考（以下「入学者選考」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、入学者選考に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

(1) 愛媛県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の校長（以下「中等教育学校長」という。）は、自校における入学者選考の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選考の適性検査等（令和5年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項（令和4年10月愛媛県教育委員会告示第5号。以下「入学者選考実施要項」という。）9に規定する作文、適性検査及び面接をいう。以下同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

(2) 追検査に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果は、それぞれ入学者選考に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果とみなす。

3 受検手続

(1) 入学者選考の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより適性検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍する小学校等（入学者選考実施要項3(1)に規定する小学校等をいう。）又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、令和5年1月11日（水）正午までに志願先の中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学者選考の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、小学校長の証明を受けなければならない。ただし、小学校長を経由しない場合においては、医師の診断書又は新型コロナウイルス感染症に感染し、若しくはその疑いがあったことを証する書類を添付しなければならない。

(3) 追検査受検願を受けた中等教育学校長は、当該追検査受検願を提出した者に対して、直ちに、小学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 中等教育学校長の報告

(1) 中等教育学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和5年1月11日（水）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、中等教育学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 作文、適性検査及び面接の実施

追検査受検者に対して行う作文、適性検査及び面接については、入学者選考実施要項9の(1)から(3)まで及び(6)の規定を準用する。ただし、入学者選考の適性検査等の一部を欠席した追検査受検者においては、当該欠席に係る作文、適性検査又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和5年 1月17日（火）	8:50	集 合 (志願先の中等教育学校)
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	(昼 食)
	12:40～	面 接

7 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

8 入学予定者の発表

入学予定者の発表は、追検査を実施した中等教育学校にあっては、入学者選考実施要項11(1)の規定に関わらず、令和5年1月20日（金）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

9 選考結果の口頭による開示請求

選考結果の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した中等教育学校にあっては、入学者選考実施要項12の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和5年1月20日（金）から1月間とする。また、1月20日（金）の口頭による開示請求は、午前9時からとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第9号

令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

令和4年11月25日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の入学者志願者の受検機会を確保するため、入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 本科入学者選抜

(1) 追検査の実施

ア 愛媛県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の校長（以下「特別支援学校長」という。）は、自校の高等部本科（普通科を除く。以下同じ。）に係る入学者選抜（以下「本科入学者選抜」という。）の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、本科入学者選抜の学力検査等（令和5年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項（令和4年10月愛媛県教育委員会告示第6号。以下「入学者選抜実施要項」という。）第2の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下2において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ本科入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 本科入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学部等（入学

者選抜実施要項第2の1(1)アに規定する中学部等をいう。以下同じ。)又は中等教育学校の校長(以下「中学部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合は、直接。2(2)ウにおいて同じ。)、令和5年3月14日(火)正午までに志願先の特別支援学校長に提出しなければならない。

イ 本科入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学部等校長の証明を受けなければならない。ただし、中学部等校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又は新型コロナウイルス感染症に感染し、若しくはその疑いがあったことを証する書類を添付しなければならない。

ウ 特別支援学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して、直ちに、中学部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

(3) 特別支援学校長の報告

ア 特別支援学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者(以下「追検査受検者」という。2(4)において同じ。)の数を令和5年3月14日(火)午後3時までに愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別支援学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

(4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第2の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、本科入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

(5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和5年3月22日(水)とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(6) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校(志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校)とする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の6の規定に関わらず、令和5年3月23日(木)午前10時に、当該特別支援学校(松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校)において、受検番号を掲示して行う。

(8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、追検査を実施した特別支援学校にあっては、入学者選抜実施要項第2の7の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和5年3月23日(木)から1月間とする。また、3月23日(木)の口頭による開示請求は、午前10時からとする。

3 専攻科入学者選抜

(1) 追検査の実施

ア 愛媛県立松山盲学校(以下「松山盲学校」という。)の校長(以下「松山盲学校長」という。)は、自校の高等部専攻科に係る入学者選抜(以下「専攻科入学者選抜」という。)

の入学者志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、専攻科入学者選抜の学力検査等(入学者選抜実施要項第3の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下3において同じ。)の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ専攻科入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 専攻科入学者選抜の入学者志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の高等部等(入学者選抜実施要項第3の1(1)アに規定する高等部等をいう。以下同じ。)の校長(以下「高等部等校長」という。)を経て(在籍及び出身の高等部等のない場合は、直接。3(2)ウにおいて同じ。)、令和5年3月14日(火)正午までに松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 専攻科入学者選抜の入学者志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、高等部等校長の証明を受けなければならない。ただし、高等部等校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又は新型コロナウイルス感染症に感染し、若しくはその疑いがあったことを証する書類を添付しなければならない。

ウ 松山盲学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して、直ちに、高等部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

(3) 松山盲学校長の報告

ア 松山盲学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者(以下「追検査受検者」という。3(4)において同じ。)の数を令和5年3月14日(火)午後3時までに教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、松山盲学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

(4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第3の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、専攻科入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあっては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

(5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和5年3月22日(水)とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(6) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した場合は、入学者選抜実施要項第3の6の規定に関わらず、令和5年3月23日(木)午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

(8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、本科入学者選抜の追検査の場合に準ずる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。